

平成18年度予算概算要求等について

【資料1－1】

○平成18年度概算要求の概要（厚生労働省医政局）・・・P. 1～P. 9

【資料1－2】

○平成18年度厚生労働省税制改正要望項目 ……………P. 10～P. 22

【資料1－3】

○医師確保総合対策

（平成17年8月11日 地域医療に関する関係省庁連絡会議）

……………P. 23～P. 34

【資料1－4】

○新しい医療計画の作成に向けた都道府県と国との懇談会

……………P. 35～P. 36

平成 1 8 年度概算要求の概要 (厚生労働省医政局)

平成 1 8 年度概算要求額	2, 4 3 6 億 2 千 0 百万円
平成 1 7 年度予 算 額	2, 2 1 7 億 5 千 4 百万円
差 引 増 △ 減 額	2 1 8 億 6 千 6 百万円
対 前 年 度 伸 率	1 0 9 . 9 %

(注) 上記計数には、「★厚生労働科学研究費補助金 1 8 2 億 7 千 5 百万円 (平成 1 7 年度 1 4 0 億 5 千 9 百万円)」は含まない。

主 要 施 策

1. 保健医療提供体制推進事業 (統合補助金) 及び
保健医療提供体制整備交付金の創設
2. 医療計画制度の見直し
3. 救急医療の充実をはじめとする地域医療の確保
4. 医師確保対策の推進等と医療従事者の資質の向上
5. 医療安全対策の総合的推進
6. 医療の I T 化の着実な推進
7. 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化
8. その他

**1. 保健医療提供体制推進事業（統合補助金）及び保健医療提供体制整備
交付金の創設（新規）** 38, 184 百万円

**疾病構造の特徴や住民ニーズに応じて、地方の自主性・裁量性を最大限
発揮できるよう、保健医療提供体制の整備のための補助金改革を実施**

（１）保健医療提供体制推進事業（統合補助金）の創設（新規） 22, 089 百万円

新たな医療計画制度等の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健及び健康増進体制との連携強化を図る観点から、都道府県が作成する「保健医療提供体制事業計画」に基づき主体的かつ弾力的な事業運営を行えるよう、救急医療施設運営費や地域保健医療等推進事業等について補助基準の緩和等を図った統合補助金を創設する。

（２）保健医療提供体制整備交付金の創設（新規） 16, 095 百万円

新たな医療計画制度等の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健及び健康増進体制との連携強化を図る観点から、都道府県が作成する「保健医療提供体制事業計画」に基づき、救急医療施設、周産期医療施設、市町村保健センター等の施設整備を支援する保健医療提供体制整備交付金を創設する。

2. 医療計画制度の見直し（新規） 442 百万円（342 百万円）

**平成18年の医療制度改革に向けて、医療計画の見直しが円滑に実施さ
れるよう必要な施策を実施**

医療計画上、がん医療・小児救急医療等の主要な事業ごとに地域の医療機能を明示することにより医療機関の適切な機能分化・連携を進める。これにより、急性期・回復期・慢性期・在宅療養という医療の切れ目のない流れを作り、必要かつ十分な医療を受けつつ総治療期間が短くなる仕組みを構築するなど効率的な医療を提供し、患者の生活の質（QOL）を高める。

（１）医療機能調査事業（新規） 52 百万円

主要な事業ごとの全国共通の指標の提示及び医療機能等に関するデータの分析等を行い、都道府県が作成する新たな医療計画の円滑な実施及び評価を支援する。

(2) 医療連携体制推進事業(新規)

387百万円

主要な事業ごとに医療連携体制を構築するため、IT(ホームページ、携帯電話)等の活用による住民向け情報提供、かかりつけ医相談窓口の設置、医療機関診療機能データベースの作成など医療機関の機能分化に資する事業を重点的に実施する。

3. 救急医療の充実をはじめとする地域医療の確保

36,907百万円(32,430百万円)

小児救急医療をはじめとする救急医療体制の充実強化及びへき地保健医療対策の推進など地域医療の充実に必要な施策を推進
--

(1) 小児救急医療体制の充実強化

4,444百万円

小児の急病時の対応等について保護者への啓発を行うとともに、初期から三次までの小児救急医療体制において、深夜帯の初期救急医療の確保や、病院における人員配置の見直し・重篤な小児患者を受け入れる小児専門集中治療室の整備等を図り、診療体制の充実を図る。

○ 小児救急医療啓発事業(新規)

312百万円

乳幼児の保護者に対して、小児の急病時の対応方法等についての講習会を実施するとともに、小児の急病時における対応ガイドブックを作成・配付する。

○ 小児救急医療支援事業等の充実

2,454百万円

小児の二次救急医療を担うための小児救急医療支援事業及び小児救急医療拠点病院の充実を図る。

○ 小児救急専門病床確保事業(新規)

371百万円

既存の救命救急センターに小児専門集中治療室を整備し、重篤な小児救急患者を受け入れる体制を整備充実する。

(2) 救命救急センターの整備

6,508百万円

重篤救急患者の受け入れ体制の充実を図るため、引き続き救命救急センターの充実を図る。

(3) 災害派遣医療チーム（DMA T）研修事業

105百万円

独立行政法人国立病院機構災害医療センターにおいて、救命救急センター及び災害拠点病院に整備された災害発生時に迅速な派遣が可能なDMA Tの研修を引き続き実施するとともに、新たに西日本（近畿地区）においても実施することにより研修体制の充実を図る。

(4) 医療施設の耐震化の促進（新規）

2,745百万円

医療機関における耐震化に要する費用を補助することにより、医療施設の耐震化を促進し、患者及び地域住民の安全・安心を確保する。

(5) へき地保健医療対策の充実

2,511百万円

へき地・離島の診療所に勤務する医師からの診療相談体制の整備及び代診医として派遣する医師の確保並びに定年等で退職した医師の再就職のための再教育を実施することにより、引き続きへき地・離島の診療支援体制の整備を図る。

○ へき地医療支援機構の診療支援機能の向上

553百万円

都道府県が設置するへき地医療支援機構による代診医の派遣調整業務の充実強化及び機構に所属する医師のへき地診療所への代診等診療支援機能の充実を図る。

○ へき地・離島診療支援事業

32百万円

へき地・離島診療所に勤務する医師からの医療相談に24時間応えることができる体制を新たに（社）地域医療振興協会に整備する。

○ 退職医師の活用

15百万円

へき地・離島への医師の供給を促進するため、定年等で退職した医師の再就職のための再教育等の充実強化を図る。

4. 医師確保対策の推進等と医療従事者の資質の向上

35,284百万円(33,801百万円)

本年8月の「地域医療に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめられた「医師確保総合対策」を推進するとともに、歯科医師臨床研修必修化の円滑な導入など医療従事者の資質の向上に資するための施策を推進

(1) 医師確保総合対策の推進

741百万円

- 医師再就業支援事業の実施(新規) 140百万円
女性医師のライフステージに応じた就労を支援するため女性医師バンク(仮称)を設立するほか、離職医師の再就業を支援するための講習会などを実施する。
- へき地医療支援機構の診療支援機能の向上(再掲) 553百万円
都道府県が設置するへき地医療支援機構による代診医の派遣調整業務の充実強化及び機構に所属する医師のへき地診療所への代診等診療支援機能の充実を図る。
- へき地・離島診療支援事業(再掲) 32百万円
へき地・離島診療所に勤務する医師からの医療相談に24時間応えることができる体制を新たに(社)地域医療振興協会に整備する。
- 退職医師の活用(再掲) 15百万円
へき地・離島への医師の供給を促進するため、定年等で退職した医師の再就職のための再教育等の充実強化を図る。

(2) 歯科医師臨床研修の推進

3,455百万円

平成18年度から必修化される歯科医師臨床研修の円滑な実施を図るため、臨床研修を行う施設に対し必要な支援を行う。

(3) 医師等の資質向上対策の推進

27百万円

- 医師等の再教育制度検討経費(新規) 4百万円
行政処分を受けた医師等に対する再教育制度を実施するにあたり、医師等の修了基準の作成等、再教育制度の詳細について検討する。
- 行政処分を受けた医師等の再教育に係る事業(新規)(地方課計上分) 23百万円
国民に対し安心・安全な医療、質の高い医療の確保を図る観点から、行政処分を受けた医師等に対する再教育の指導、助言、評価を行う助言指導者を養成する講習会を開催する。

(4) 質の高い看護の提供**11,423百万円**

- 助産師確保総合対策事業（新規） **131百万円**
潜在助産師等を対象に臨床実務研修を行い、助産師の産科診療所での就業を促進するとともに、産科診療所と助産所との連携を強化する。
- 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師の育成（新規） **161百万円**
がん及び糖尿病の患者に対する看護ケアを充実するため、臨床実務研修の実施により、臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成を図る。
- 看護職員確保モデル事業（新規） **109百万円**
約55万人といわれる潜在看護職員について、臨床実務研修等の実施を通じて再就業を促進し、看護職員の確保を図る。

5. 医療安全対策の総合的推進**1,288百万円（1,119百万円）****安全・安心で良質な医療を確保するための総合的な医療安全対策を推進****(1) 医療紛争における調整・調停を担う人材の養成研修事業（新規）****35百万円**

医療を巡る苦情や相談等に対応するための人材の養成研修を行うことにより、医療安全支援センター等の機能の強化を図る。

(2) 医療安全緊急情報提供事業（新規）**18百万円**

患者に重大な影響を及ぼすことが予想される行為や技術の情報を迅速に医療機関等に発信し、発生予防・再発防止のための注意喚起を行う。

(3) 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業**125百万円**

診療行為に関連した死亡等について、医療機関から調査依頼を受け付け、臨床医、法医、病理医による解剖と臨床医による事案調査に基づき診療上の問題点と死亡との因果関係を明らかにし、再発防止策を検討するモデル事業の充実を図る。

6. 医療のIT化の着実な推進

1, 145百万円(542百万円)

医療に関する情報を提供し、患者の選択を尊重した医療の実現を図るとともに、医療分野における情報化を推進

(1) 根拠に基づく医療(EBM)の推進

265百万円

根拠に基づく医療(EBM)が実践できるようインターネット等を活用し、最新で質の高い医療情報を医療関係者や患者・国民に提供する。(★厚生労働科学研究費補助金)

(2) 診療情報連携のための電子カルテシステムの普及

880百万円

- 保健医療分野の公開鍵基盤(PKI)認証局の構築・運営(新規) 20百万円
安全かつ円滑な診療情報共有を実現するため、電子署名自体が医療従事者の公的資格の確認機能を有する、保健医療分野に適した公開鍵基盤の整備を行う。
- 標準的電子カルテ情報交換システムの開発(新規) 125百万円
医療施設間の情報連携のための標準化を推進するため、国際標準規格に準拠した医療用の定型文書情報の入出力を可能とするシステム等の開発を行う。
- 診療情報連携のための電子カルテシステムの普及 688百万円
診療情報連携ネットワークの構築を効率的に推進するため、地域の医療機関が電子カルテの導入に必要な設備等を幅広く共同利用可能な体制を整備(共同利用型データセンター設置等)し、電子カルテ導入費用を軽減しつつ、情報連携に適した電子カルテシステムの普及を図る。

7. 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化

9, 412百万円(5, 440百万円)

国際的に魅力のある創薬環境の実現及び医薬品・医療機器産業ビジョンの実現に向けた取り組みの推進

(1) 先端医療の実用化

2, 183百万円

基礎研究成果について実用化の可能性を探り、画期的医薬品・医療機器等を提供する機会を増加させるための探索的な臨床研究等を推進する。あわせて、ゲノム研究の成果を活用し、ゲノムレベルでの個人の特性に応じた最適な処方を実現し、より安全・安心な医療技術の提供の実現を図る。

また、次代を担う子どもに科学的根拠に基づく先端医療を提供するため、小児医療分野における質の高い臨床試験を実施する。(★厚生労働科学研究費補助金)

(2) 治験を含む臨床研究基盤の整備

2, 595百万円

医薬品の承認に不可欠な治験を推進するため、治験基盤の強化・充実を図り、国際競争力のある創薬環境の整備を行う。あわせて、根拠に基づく医療（EBM）の推進に不可欠な人材育成を行い臨床研究の質の向上に努める。（★厚生労働科学研究費補助金）

(3) 効果的医療技術、 ^{ぼうが} 萌芽的先端医療技術の確立研究の推進

4, 633百万円

民間企業との連携のもと、トキシコゲノミクス技術やナノテクノロジーを活用した、より安全かつ効率的な医薬品・医療機器の開発に資する研究を推進する。また、ゲノム、タンパク質に次ぐ第三の生体内情報伝達分子である糖鎖について研究を行い、優れた医薬品等の開発を図る。（★厚生労働科学研究費補助金）

8. その他

(1) 国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構における政策医療等の実施	116,786百万円
--	------------

全国的な政策医療ネットワークを活用し、がん、循環器病等に関する高度先駆的医療、臨床研究、教育研修及び情報発信を推進する。

- がん対策情報センター（仮称）の設置（新規） 1,828百万円（うち国庫 215百万円）
がん診療に関する最新の情報を収集し、利用者の立場で整理した情報を提供するとともに、がん対策の企画立案に必要な基礎データの収集・蓄積・分析・発信機能を担う「がん対策情報センター（仮称）」を国立がんセンターに設置する。

(2) 国立ハンセン病療養所の充実	41,137百万円
-------------------	-----------

居住者棟の更新築整備を推進するとともに、リハビリ体制を強化するなど、入所者に対する医療及び生活環境の充実を図る。

(3) 独立行政法人福祉医療機構の融資（社会・援護局一括計上）

- 福祉医療機構の医療貸付（融資）
平成18年の医療制度改革における医療連携等の体制づくりを支援するため、病院・診療所における建築資金及び機械購入資金の貸付条件の改善を行うとともに、医療施設等の耐震改修に係る特例貸付を新設する。
（アスベストに関する改修等については、従来より改築等の中で貸付対象としているが、更なる措置についても必要に応じ予算編成過程において検討）
- 貸付事業
貸付契約額 4,486億円（うち医療貸付2,323億円）

(4) 医療の多様化に伴う統合医療の開発研究の推進	200百万円
---------------------------	--------

既存の西洋医学と、これに含まれないその他の幅広い医療領域を包含した、いわゆる統合医療に関する内外の現状調査（具体的手法・作用機序等）を行うとともに、西洋医学との併用により有効性の期待される手法の研究開発を行い、統合医療の向上を図る。（★厚生労働科学研究費補助金）

平成18年度 厚生労働省税制改正要望項目

- 第1 心身ともに健康な生活と安心で質の高い効率的な医療の確保等のための施策の推進
- 第2 高齢者が生きがいを持ち安心して暮らせる社会の実現
- 第3 「人間力」を高め、安心して働ける社会の実現
- 第4 次世代育成支援対策と障害者の自立・社会参加の推進
- 第5 各種施策の推進

第1 心身ともに健康な生活と安心で質の高い効率的な医療の確保等のための施策の推進

1 安心で質の高い医療提供体制の充実

①医療提供体制の改革に伴う税制上の所要の措置〔検討中〕

医療提供体制の改革に向けて検討を行っており、改革の具体的内容を踏まえた税制上の所要の措置を講じる。

②特定医療法人の見直しに係る税制上の所要の措置〔検討中〕

公益法人制度改革を踏まえ、医療法人制度の抜本的な見直しを行う中で、現行の特定医療法人制度を見直し、新たに公益性の高い医療を提供する「公益性の高い医療法人」を創設し、これに寄附金税制等所要の措置を講じる。

2 医療経営の安定の確保と近代化・効率化の促進

(1) 医療経営の安定の確保

①社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置の存続〔事業税〕

医療とりわけ社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

②医療法人に係る事業税（社会保険診療報酬以外分）の軽減措置の存続

〔事業税〕

医療法人の行う医療の公共性・非営利性に鑑み、引き続き軽減税率を適用する。

③医療法人・特定医療法人に係る法人税率の引下げ〔法人税、住民税〕

医療の公共性を確保するとともに、多くの規制を受けている医療法人の経営の安定を図るため、医療法人の法人税については公益法人の収益事業と同率の22%に引き下げ、特定医療法人の法人税については公共法人と同じく非課税とする。

④病院・診療所の建物の耐用年数の短縮〔法人税、事業税等〕

実態的使用可能年数との乖離が著しい病院・診療所の建物の法定耐用年数について、実態に即した年数に短縮する。

⑤病院・診療所に係る耐震改修促進税制の創設〔所得税、法人税〕

病院・診療所の耐震改修工事に係る改修費用のうち一定額について特別償却する制度を創設する。

（２）医療経営の近代化・効率化の促進

○ＰＦＩ制度を活用した医療施設の整備を推進するための税制上の所要の措置〔不動産取得税、固定資産税、都市計画税〕

ＰＦＩ法に基づき事業者が医療施設を建設・保有して事業を行う場合（ＢＯＴ方式）について、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の軽減措置（課税標準を1／2に軽減）を講じる。

3 医療基盤の整備

（１）医薬品・医療機器の研究開発の促進

①オーファンドラッグ等研究開発促進税制の創設〔所得税、法人税〕

医薬品・医療機器企業等が行うオーファンドラッグ等の研究開発に係る試験研究費の一定割合を税額控除する制度を創設する。

②試験研究費の増額に係る税額控除制度の適用期限の延長及び適用要件の見直し〔所得税、法人税〕

医薬品・医療機器企業等の試験研究費の増加額の一定割合を税額控除する制度の適用期限を平成20年度末までの3年間延長する。また、オーファンドラッグ等に係る特別試験研究費の増加額の一定割合を税額控除する制度について、税額控除率の20%までの引上げ、オーファンドラッグ等の対象への危機管理ワクチンの追加等、適用要件の見直しを行う。

③試験研究費の総額に係る税額控除制度の適用期限の延長及び控除限度額の引上げ〔所得税、法人税〕

医薬品・医療機器企業等の試験研究費総額の一定割合を税額控除する制度について、控除税率上乗せ措置（2%）の適用期限を平成20年度末までの3年間延長するとともに、控除限度額を当期税額の25%まで引き上げる。

④産学官連携の共同研究・委託研究に係る税額控除制度の適用期限の延長、控除限度額の引上げ及び適用要件の見直し〔所得税、法人税〕

医薬品・医療機器企業等の大学・公的研究機関等の共同試験研究及びこれらに対する委託試験研究の試験研究費の一定割合を税額控除する制度について、控除税率上乗せ措置（3%）の適用期限の平成20年度末までの3年間延長、控除限度額の当期税額の25%までへの引上げ及び当該税額控除制度の適用要件の見直しを行う。

⑤開発研究用設備の特別償却制度の適用期限の延長〔所得税、法人税〕

医薬品・医療機器企業等が一定の開発研究用設備を取得等して、これを国内にある開発研究の用に供した場合の特別償却制度の適用期限を平成20年度末までの3年間延長する。

⑥中小企業投資促進税制の適用期限の延長〔所得税、法人税、住民税〕

医業及び医薬品・医療機器産業の中小企業者が一定金額以上の機械装置又は特定の器具・備品を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限を平成19年度末までの2年間延長する。

⑦バイオテクノロジー試験研究設備に係る固定資産税の軽減措置の適用期限の延長〔固定資産税〕

バイオテクノロジーの研究に当たり生ずるおそれのある公共への危害を防止するために必要な設備を新たに取得等した場合の固定資産税の軽減措置（３年間に限り課税標準を３／４に軽減）の適用期限を平成１９年度末までの２年間延長する。

4 救急医療体制の整備

○救急医療用機器に係る固定資産税の軽減措置の対象機器の追加・適用期限の延長〔固定資産税〕

救急医療用機器（人工呼吸器等）を新たに取得した場合の固定資産税の軽減措置（３年間に限り課税標準を５／６に軽減）について、対象となる機器を追加するとともに、適用期限を平成１９年度末までの２年間延長する。

5 安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保

（１）医療保険制度改革に伴う税制上の所要の措置

○医療保険制度改革に伴う税制上の所要の措置〔検討中〕

医療保険制度改革に向けて検討を行っており、改革の具体的内容を踏まえた税制上の所要の措置を講じる。

(2) 国民健康保険税に係る所要の措置

①国民健康保険税の課税限度額・軽減基準額の見直し〔国民健康保険税〕

所得の動向等を勘案し、国民健康保険税の課税限度額及び軽減基準額について見直しを行う。

②公的年金等控除の見直し等に伴う所要の措置〔国民健康保険税〕

平成16年度税制改正における公的年金等控除の見直し等が平成18年度から実施されることに伴い、年金受給者に係る国民健康保険税の負担の急激な増加を緩和するために所要の措置を講じる。

第2 高齢者が生きがいを持ち安心して暮らせる社会の実現

1 高齢者介護に対する社会的支援の推進

(1) 介護サービス利用者の負担の軽減

①介護費用に係る所得控除制度の創設〔所得税、住民税〕

要介護高齢者等の介護に要する費用に係る所得控除制度を創設する。

②民間介護保険加入者に係る所得控除制度の創設〔所得税、住民税〕

民間介護保険の加入者の支払保険料について、現行の生命保険料控除・損害保険料控除と別枠の所得控除制度を創設する。

(2) 介護サービスの供給の促進

①介護老人保健施設の用に供される建物等に係る固定資産税の軽減措置の適用期限の延長〔固定資産税〕

介護保険事業支援計画に基づき整備が必要な地域において介護老人保健施設が開設された場合の固定資産税の軽減措置（5年間に限り課税標準を7／8に軽減）の適用期限を平成19年度末までの2年間延長する。

②PFI制度を活用したケアハウス等の整備を推進するための税制上の所要の措置〔不動産取得税、固定資産税、都市計画税〕

PFI法に基づき事業者がケアハウス等を建設・保有して事業を行う場合（BOT方式）について、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の軽減措置（課税標準を1／2に軽減）を講じる。

2 持続可能で安心できる年金制度の構築

○基礎年金の国庫負担割合の着実な引上げを図るための税制上の整備

個人所得課税の見直しの中で、平成16年年金制度改正で明記された道筋に沿って、基礎年金に対する国庫負担割合の段階的な引上げに必要な安定した財源の確保を図る。

第3 「人間力」を高め、安心して働ける社会の実現

1 「人間力」を高めるための環境整備の推進

①職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の拡大〔所得税、住民税〕

職務に必要な技術・知識や資格を得るために過去5年以内に行った職業能力開発の費用を特定支出控除の対象に加える。

②若者の能力開発の推進に係る税制上の所要の措置〔検討中〕

若者の能力開発の推進のための施策の検討を行っており、検討の具体的な内容を踏まえた税制上の所要の措置を講じる。

2 働く人の生活の安定に資する対策の充実

①勤労者が使用者等から住宅資金の貸付け等を受けた場合の経済的利益等に関する課税特例措置の適用期限の延長〔所得税、住民税〕

勤労者が使用者等から住宅資金の貸付け等を受けた場合の経済的利益等に関する課税特例措置の適用期限を平成18年12月31日から平成20年12月31日まで延長する。

②新築住宅に対する固定資産税の減額措置に係る適用期限の延長

〔固定資産税〕

新築住宅に対する固定資産税の減額措置の適用期限を平成19年度末までの2年間延長する。

第4 次世代育成支援対策と障害者の自立・社会参加の推進

1 次世代育成支援対策の推進

○総合施設に関する税制上の所要の措置〔消費税、固定資産税等〕

就学前の教育・保育を一体として行う総合施設の設置を可能とすることに伴い、税制上の所要の措置を講じる。

2 障害者の自立・社会参加の推進

①障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用要件の緩和

〔所得税、法人税〕

障害者を多数雇用する事業主が一定の機械等を取得等した場合の割増償却制度の対象範囲に、精神障害者である短時間労働者を加える。

②障害者を多数雇用する事業所に係る不動産取得税及び固定資産税の軽減措置の適用要件の緩和〔不動産取得税、固定資産税〕

障害者を多数雇用する事業所が所定の助成金を受給して不動産を取得した場合の不動産取得税及び固定資産税の軽減措置の対象範囲に、精神障害者である短時間労働者を加える。

③障害者を多数雇用する事業所等に係る事業所税等の課税標準の特例の適用要件の緩和〔事業所税等〕

障害者を多数雇用する事業所等に係る事業所税等の課税標準の特例の対象範囲に、精神障害者である短時間労働者を加える。